

（参考 1－2） Q & A「容量市場の概要」

※当日 Q & A は説明会（3/1） でいただいた主なご質問と回答を記載しています。

<目次>

■概要資料ページ 4 「はじめに」

- Q 4－1．容量市場を導入した場合の中長期的なメリットとは
- Q 4－2．需給調整市場とは
- Q 4－3．容量市場と需給調整市場の関係（需給調整市場で kW 価値は扱うのか）
- Q 4－4．容量市場の導入前の需給調整市場での kW 価値の扱い

■概要資料ページ 7 「（参考）インバランス料金制度の議論状況」

- Q 7－1．インバランス料金制度の見直しの議論状況

■概要資料ページ 8 「1－2 需給バランスの見通し」

- Q 8－1．需給バランスの見通しは厳しくないのではないか
- Q 8－2．電源入札の制度があるので容量市場は不要ではないか
- Q 8－3．容量市場導入後の供給計画の扱い

■概要資料ページ 10 「2－1 各事業者の容量市場へ関わり方」

- Q 10－1．2023 年までは小売電気事業者は容量拠出金等の支払は不要か
- Q 10－2．容量拠出金の見通し
- Q 10－3．相対契約分は容量拠出金から減額できないか（容量市場以外での kW 価値の取引はできないか）

■概要資料ページ 12 「2－2 容量市場のオークションの仕組み」

- Q 12－1．容量市場で調達する供給力の量を決定するプロセス
- Q 12－2．発電事業者等が応札できる応札容量の決め方
- Q 12－3．オークションの応札に手数料等は必要となるのか
- Q 12－4．オークション結果が調達不調となった場合の扱い
- Q 12－5．オークションの応札に関する事業者側でのシステム開発の必要性
- Q 12－6．応札価格に制限はあるか
- Q 12－7．シングルプライスオークションの仕組み
- Q 12－8．シングルプライスオークションとした理由
- Q 12－9．需要曲線を斜めに設定すると、目標調達量以上に調達するのではないか

■概要資料ページ 13 「2－3 容量市場の市場分断の仕組み」

- Q 13－1．「※2 供給信頼度は、確保した供給力において、偶発的な需給変動が発生した場合の供給力不足の期待値で評価します」とは何か
- Q 13－2．約定処理の方法（エリアプライスの算定方法）

■概要資料ページ 15 「3－1 発電事業者等の容量市場参加の考え方」

- Q 15－1．容量市場で落札しなくても、他の市場に参加できるのか

- Q 1 5 - 2. 発電機毎の応札は可能か
- Q 1 5 - 3. 応札容量の最低単位と最小単位
- Q 1 5 - 4. 建設予定や建設中の電源は応札可能か

■概要資料ページ 1 6 「3 - 2 容量市場のリクワイアメント」

- Q 1 6 - 1. 需給ひっ迫のおそれがあるとき、はどう判断するか
- Q 1 6 - 2. 相対契約を締結している小売電気事業者は、調達した供給力にリクワイアメントが課されるのか
- Q 1 6 - 3. 電源のリクワイアメントで、小売電気事業者が活用しない余力を市場への応札が求められているが、発電事業者は卸電力市場への応札しか選択肢はないのか <当日 Q A >
- Q 1 6 - 4. 自家発の自家消費分は応札できるのか <当日 Q A >
- Q 1 6 - 5. 発動指令電源として自家発が応札する場合、自家消費分を抑えて供給力を提供する場合もあるか <当日 Q A >
- Q 1 6 - 6. 自己託送により電気を供給している電源は応札できるのか <当日 Q A >
- Q 1 6 - 7. 特定供給や特定送配電事業用の電源は応札できるのか <当日 Q A >

■概要資料ページ 1 7 「3 - 3 容量市場のペナルティ、容量確保契約金額の支払い」

- Q 1 7 - 1. アセスメントの方法

■概要資料ページ 1 8 「3 - 4 F I T 電源、D R、自家発・小規模電源の容量市場への参加」

- Q 1 8 - 1. オークション時点では FIT 法の適用を受けており、実需給年度で適用外の場合、応札可能か
- Q 1 8 - 2. FIT 切れ太陽光（低圧 FIT）は容量市場に参加可能か
- Q 1 8 - 3. FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備は応札できるのか <当日 Q A >
- Q 1 8 - 4. 発動指令ありで参加する電源等の経過措置の扱い <当日 Q A >
- Q 1 8 - 5. 自然変動が生じる水力発電の応札容量 <当日 Q A >

■概要資料ページ 2 2 「4 - 1 小売電気事業者が負担する容量拠出金の算定方法」

- Q 2 2 - 1. 小売電気事業者間の kW 比率による容量拠出金の算定方法
- Q 2 2 - 2. 小売電気事業者間の kW 比率による容量拠出金の算定方法（シェア変動）
- Q 2 2 - 3. 小売電気事業を廃止した場合の容量拠出金の負担
- Q 2 2 - 4. 初回の容量拠出金の算定は、2023 年度の kW 実績が用いられるのか <当日 Q A >
- Q 2 2 - 5. 容量拠出金の算定に用いる kW 実績の有効桁数や端数処理の扱い <当日 Q A >

■概要資料ページ 2 5 「5 - 1 容量市場導入における経過措置」

- Q 2 5 - 1. 経過措置係数の 2024 年に 42%の根拠
- Q 2 5 - 2. 小売電気事業者が、経過措置の対象電源と相対契約を行った場合、容量拠出金の負担額は変わるのか

Q 2 5 – 3. 落札出来なかった場合、電源の固定費は誰が負担するのか

■ページ26「5-2 既存の相対契約について」

Q 2 6 – 1. 既存の相対契約はこのまま継続しておいてよいのか <当日 Q A>

Q 2 6 – 2. 電源がペナルティを受けた場合の相対契約上の扱い <当日 Q A>

Q 2 6 – 3. 既存の相対契約の見直しにあたり、落札された電源名は公表されるか <当日 Q A>

Q 2 6 – 4. 容量拋出金の算定は、相対契約や卸電力市場の利用等で差をつけてはどうか <当日 Q A>

■概要資料ページ27「5-3 発電設備等の情報掲示板」

Q 2 7 – 1. 情報掲示板の掲示対象（相対契約がない電源は全て掲載するか）

Q 2 7 – 2. 情報掲示板の掲載に関する義務（休廃止する場合は掲載が必要か）

Q 2 7 – 3. オークションの落札後に電源差替をする場合、掲示板を使うことになっているが、別の掲示板となるか

■ ページ 4 「はじめに」

Q 4 - 1. 容量市場を導入した場合の中長期的なメリットとは

A. 中長期的に供給力不足の問題が顕在化すると、再エネを更に導入した際の需給調整手段として必要な調整電源を確保できない問題、大規模災害等が発生した際の電力レジリエンス確保の問題、需給が逼迫する期間にわたり、電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。

適切な供給力を維持していくためには、稼働率の低い電源も一定量を維持していく必要があります。このような電源を含めて建設や維持に必要となる費用の回収が必要となります。

容量市場が存在しない場合、この費用は、卸電力市場から回収がなされます。特に、稼働率が低い電源は、需給ひっ迫等により、卸電力市場で価格スパイクが発生している際に得られる利潤から必要な費用を回収することとなります。なお、ひとたび供給力不足に陥った場合、電源開発には一定のリードタイムが必要であることを考慮すると、価格スパイクが発生しやすい供給力不足の状態も一定期間継続してしまうおそれがあります。

容量市場は、この費用の回収を計画的に行う仕組みです。

容量市場を導入することで、容量市場が存在しない場合に比べて、予め供給力が確保されていることにより卸電力市場価格の高騰防止、安定化効果が期待できます。なお、容量市場で落札された電源には需給ひっ迫のおそれがあるときは卸電力市場へ応札する等、電気を供給することをリクワイアメントとして求めることも取り決めております。

前触れなく発生する、卸電力市場の価格スパイクは、小売電気事業者にとって短期的に大きな費用負担になると考えられるため、卸電力市場価格が高騰するリスクが低下することは、小売電気事業者の事業の安定化に資すると考えられます。

そのため、諸外国においても、広く容量市場が導入されています。我が国においても、予め必要な供給力を確実に確保して、再エネ大量導入に対して必要な調整力の確保、電力レジリエンスの強化、卸電力市場価格の高騰防止、安定化といった効果が期待できる容量市場を採用することとしました。

以上から、容量市場の導入は、中長期的には導入しない場合に比べて小売電気事業者の負担にはならないと考えています。

なお、電源開発には一定のリードタイムが必要なことも考慮すると、卸電力市場価格の高騰防止、安定化といった容量市場の効果が発現するまでには一定の時間が必要であると考えられ、特に相対契約等を有していない小売電気事業者にとっては、容量市場導入直後は短期的に追加負担となるかもしれません。

そのため、我が国においては、容量市場の導入にあたり、経過措置を講ずることや、情報掲示板による小売電気事業者の調達の多様化を図ること等、容量市場導入時における小売電気事業者の追加負担に配慮した仕組みも検討しています。

Q 4 - 2. 需給調整市場とは

- A. 一般送配電事業者が電力供給区域の周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力（ $\Delta kW + kWh$ ）を調達するにあたっては、特定電源への優遇や過大なコスト負担を回避しつつ、実運用に必要な量の調整力を確保することが重要となります。この観点から、現在、一般送配電事業者は調整力を公募により調達しております。

今後は、一般送配電事業者が調整力を市場取引で調達できる環境を整備するために、2021 年度からを目途として段階的に需給調整市場を導入することとなっています。

なお、制度設計の詳細については、広域機関における需給調整市場検討小委員会でも検討をおこなっています。

<https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/jukyuchousei/>

Q 4 - 3. 容量市場と需給調整市場の関係（需給調整市場で kW 価値は扱うのか）

- A. 国全体で必要な供給力（kW 価値）は全て容量市場で取引がおこなわれます。

需給調整市場では、一般送配電事業者が必要とする調整力（ $\Delta kW + kWh$ ）を取引することとなります。（kW 価値は需給調整市場では取引されません）

Q 4 - 4. 容量市場の導入前の需給調整市場での kW 価値の扱い

- A. 容量市場は 4 年後の kW 価値を取り扱うため、2020 年度に開設しますが、実需給期間は 2024 年度からとなります。

一方、需給調整市場では 2021 年度から調整力の取引を開始します。そのため、2021 年度から 2023 年度までの間は、需給調整市場で取引を行う調整力に係る kW 価値については、容量市場とは別の方法で調達する方向で検討が進められています。

■ ページ 7 「（参考）インバランス料金制度の議論状況」

Q 7 - 1. インバランス料金制度の見直しの議論状況

- A. インバランス料金制度の見直しについては、電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合において検討が進められています。詳細は下記をご参照ください。

○電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合

<http://www.emsc.meti.go.jp/activity/>

■ページ8 「1－2 需給バランスの見通し」

Q8－1. 需給バランスの見通しは厳しくないのではないか

A. 9 社会計の供給予備率は 2021 年度が最も厳しく、その後、改善される計画となっており、

す。
ただし、2021 年度以降の供給力は、前年度の供給計画のとりまとめと比較して、減少しています。

供給計画では、新設電源の計画も供給力として計上されていますが、建設予定の撤回・延期や、既設電源の休廃止が行われる傾向となっており、電源投資の予見性を高める対策を行わないとすると、この傾向がさらに強まることを懸念しています。

平成 30 年度（2018 年度）供給計画のとりまとめ（2018/9 時点版）より

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	21.8%	10.9%	28.3%	28.1%	28.8%	29.0%	28.9%	29.2%	28.9%	39.8%
東北	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
東京	8.4%	8.5%	11.3%	8.4%	8.7%	11.7%	12.8%	13.0%	13.0%	12.9%
中部	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
北陸	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
関西	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
中国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
四国	12.6%	10.0%	11.8%	8.4%	9.7%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
九州	12.6%	10.0%	11.8%	9.6%	10.9%	11.7%	12.4%	11.6%	11.8%	11.8%
9 社会計	11.1%	9.4%	12.1%	9.0%	9.9%	12.2%	13.0%	12.7%	12.8%	13.0%

平成 29 年度（2017 年度）供給計画のとりまとめより

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
北海道	20.3%	43.8%	44.3%	37.2%	36.3%	41.5%	40.5%	39.5%	38.6%	
東北	11.6%	13.3%	13.2%	8.0%	8.0%	20.3%	27.1%	26.9%	26.9%	
東京	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	11.6%	11.5%	10.9%	
中部	9.9%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.5%	
北陸	11.6%	18.8%	12.0%	8.0%	11.9%	11.7%	11.4%	11.2%	11.0%	
関西	9.8%	10.0%	8.7%	8.0%	9.4%	13.2%	13.5%	13.8%	14.6%	
中国	21.1%	19.1%	20.0%	9.4%	20.8%	27.0%	26.7%	26.2%	26.0%	
四国	35.7%	24.8%	29.9%	30.0%	25.3%	26.3%	26.4%	26.5%	26.6%	
九州	11.9%	15.0%	15.0%	15.7%	16.4%	16.8%	17.8%	17.9%	18.0%	
9 社会計	11.5%	12.1%	11.9%	10.4%	11.4%	13.9%	15.8%	15.7%	15.7%	

参考：休廃止火力発電所一覧（2015年度以降）

エリア	事業者	発電所名	出力（万kW）	燃種	休廃止年度	ステータス
北海道	北海道電力	奈井江(1・2号)	35.00	石炭	2018	休止
		音別(1・2号)	14.80	石油	2018から延期	廃止
東北	東北電力	新潟4号	25.00	LNG	2018	廃止
		新仙台1号	35.00	石油	2015	廃止
		八戸3号	25.00	石油	2016	廃止
東京	東京電力	横須賀1号ガスタービン	3.00	石油	2016	廃止
		横須賀2号ガスタービン	14.40	都市ガス・石油	2016	廃止
		横須賀(3～8号)	210.00	石油	2016	廃止
		横浜(5～6号)	52.50	LNG	2016	長期計画停止
		大井(1～3号)	105.00	石油	2016	長期計画停止
		広野1号	60.00	石油	2016	長期計画停止
		五井(1～6号)	188.60	LNG	2017	廃止
		広野(3～4号)	200.00	石油	2018	長期計画停止
		姉崎(1～4号)	240.00	LNG	検討中	廃止
中部	中部電力	武豊(2～4号)	112.50	石油	2015	廃止
		知多(1～4号)	225.80	LNG	2017	長期計画停止
		渥美1号	50.00	石油	2017	廃止
		渥美3号	70.00	石油	2018	長期計画停止
		四日市(1～3号)	66.00	LNG	1・2号: 2017、3号: 2018	廃止
		尾鷲(1・3号)	87.50	石油	2018	廃止
北陸	北陸電力	富山新港石炭1号	25.00	石炭	2024	廃止
関西	関西電力	海南(1～3号)	150.00	石油	2017	休止
		相生2号	37.50	石油	2018	休止
中国	中国電力	岩国(2・3号)	85.00	石油	2017	計画停止
		下松3号	70.00	石油	2018	計画停止
		電源開発 竹原(1～2号)	60.00	石炭	1号: 2018、2号: 2019	廃止
四国	四国電力	阿南(1～2号)	34.50	石油	2018	廃止
		西条1号	15.60	石炭	2021	廃止
九州	九州電力	唐津(2～3号)	87.50	石油	2015	廃止
		刈田新2号	37.5	石油	2017	廃止
		川内(1～2号)	100.00	石油	2018	計画停止
		豊前2号	50.00	石油	2018	計画停止
		豊前1号	50.00	石油	2019	廃止
		相浦(1～2号)	87.50	石油	2019	廃止
		新小倉4号	60.00	LNG	2020	計画停止

資料：各社プレスリリース

※各社公表情報より作成
 ※集計対象は2015年度以降に休廃止された・計画となっている、旧一般電気事業者及び電源開発の電源

10

Q 8 - 2. 電源入札の制度があるので容量市場は不要ではないか

A. 容量市場は、電源投資に関する一定の投資回収の予見性を高め、予め必要な供給力を確実に確保するための仕組みです。

一方、電源入札は、最終的に供給力が不足すると見込まれる場合に備えたセーフティネットとして措置されており、供給力不足を未然に防ぐことはできないため、卸電力市場価格の高騰や不安定化といった影響も未然に防ぐことはできません。

なお、容量市場を導入することで、予め必要な供給力を確実に確保することができ、より一層供給力確保の確実性が高まると考えられる一方、容量市場導入後も最終的に必要な供給力が不足する場合に備えたセーフティネットである電源入札も引き続き必要であると考えています。

Q 8 - 3. 容量市場導入後の供給計画の扱い

A. 容量市場導入後には、各電気事業者（小売電気事業者・発電事業者・一般送配電事業者）ごとに求められる計画内容や、確認すべき事項が異なってくるものと思われることから、将来の供給計画の在り方として、より効率的・効果的な仕組みへ変えていくために変更の検討を進めてまいります。

■ページ10「2-1 各事業者の容量市場へ関わり方」

Q10-1. 2023年までは小売電気事業者は容量拠出金等の支払は不要か

- A. 実需給期間より前の期間においては、小売電気事業者は容量拠出金等の支払は必要ありません。

Q10-2. 容量拠出金の見通し

- A. 容量拠出金の金額は、オークション結果によって決定するため、オークション以前に見通しをお示しすることはできません。

なお、容量市場においては、小売電気事業者の負担が過度にならないよう、需要曲線における上限価格の設定、調達コストと調達量の最適設計や、全国市場とすることで効率的な競争を促すこと等を考えております。

また、短期的には供給力が不足した場合に約定価格が高騰することが考えられますが、電源投資の価格シグナルとして電源への投資が進み供給力が十分となることで、約定価格は低下していくことが考えられます。

Q10-3. 相対契約分は容量拠出金から減額できないか（容量市場以外でのkW価値の取引はできないか）

- A. 我が国の容量市場は集中型の容量市場であり、kW価値は容量市場で一括して確保・負担いただきます。そのため、相対契約を締結していても容量拠出金をお支払いいただきます。（小売電気事業者が発電所を所有している場合も同様です）

■ページ12「2-2 容量市場のオークションの仕組み」

Q12-1. 容量市場で調達する供給力の量を決定するプロセス

- A. 容量市場で調達する供給力の量は、広域機関における調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において技術的な検討を行っております。

また、需要曲線の設定については、広域機関が有識者や関係事業者等の意見も踏まえて需要曲線原案を作成し、国が関連する審議会等で広域機関作成の案を審議し、広域機関で決定することとなっています。

○調整力及び需給バランス評価等に関する委員会

<https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/>

Q12-2. 発電事業者等が応札できる応札容量の決め方

- A. 容量市場において応札いただく供給力は、基本的には供給計画と同様の考え方となります。

具体的には、供給計画における電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインに基づいて事業者に算定していただきます。

なお、詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q 1 2 – 3. オークションの応札に手数料等は必要となるのか

A. オークションの参加登録や応札時に手数料は不要です。

Q 1 2 – 4. オークション結果が調達不調となった場合の扱い

A. オークション結果が目標調達量に満たなかった場合等においても、応札された電源は約定いたします（再入札は行わない予定です）。

なお、状況に応じて、追加オークションや特別オークションを開催することとなります。

Q 1 2 – 5. オークションの応札に関する事業者側でのシステム開発の必要性

A. オークションの応札に関するシステムと事業者側システムとの連携は不要です。

なお、オークションの応札に関するシステムの操作方法等については、システム操作マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q 1 2 – 6. 応札価格に制限はあるか

A. 応札は上限価格と下限価格の間で行っていただきます。上限価格は需要曲線の設定において決定する予定です。なお、下限価格は設定しない予定です。

Q 1 2 – 7. シングルプライスオークションの仕組み

A. 落札された電源等のうち、最も高い入札価格が約定価格となるオークション方式のことを言います。約定価格よりも安い価格で入札を行った発電事業者等も、約定価格を受け取ることとなります。

Q 1 2 – 8. シングルプライスオークションとした理由

A. 容量市場の目的である、電源の投資回収の予見性を向上させるうえでは、シングルプライスオークションとした方が、価格指標性は向上するものと考えられます。

また、シングルプライスオークション方式においては落札した電源すべてが約定価格を受け取するため、市場支配的な事業者が高値入札により価格吊上げを行った場合でも、市場に参加している他事業者も同様に利することになり、価格吊上げのディスインセンティブになることが考えられます。

Q 1 2 – 9. 需要曲線を斜めに設定すると、目標調達量以上に調達するのではないか

A. 容量市場において効率的な調達を行うため、約定価格と調達量のボラティリティを抑制さ

せることや、約定価格が安価な場合において目標調達量以上に供給信頼度を向上させることができるメリットを踏まえ、需要曲線の形状は斜めとしております。

■ ページ 13 「2-3 容量市場の市場分断の仕組み」

Q 13-1. 「※2 供給信頼度は、確保した供給力において、偶発的な需給変動が発生した場合の供給力不足の期待値で評価します」とは何か

A. 供給信頼度は1年間における供給力不足量(kWh)の期待値(EUE: Expected Unserved Energy)を指標として採用することとしております。

容量市場において確保した供給力が少なければ、供給力が需要を下回る確率が高くなるため供給信頼度は低下します。一方、容量市場において確保した供給力が多ければ、供給力が需要を下回る確率が低くなるため供給信頼度は高くなります。

この供給信頼度(EUE)の計算方法は、確保した供給力と需要に対し、需要変動、電源の計画外停止、再エネの出力の変動等を確率的に発生(これを、偶発的な需給変動と呼びます)させるシミュレーションを行うことで算定いたします。

Q 13-2. 約定処理の方法(エリアプライスの算定方法)

A. 具体的な約定処理のプロセスは以下のように整理しております。

- 全国市場で約定処理を実施します。
(発動回数制約ありの電源等の約定量が上限値以上の場合は、従来型リクワイアメントの電源と入れ替える)
- 供給信頼度(EUE)の計算を行い、設定した基準から不足しているエリア(または、複数のエリアをまとめた「ブロック」)・充足しているエリア(ブロック)について、市場分断を行います。
- 供給信頼度が基準に満たないエリア(ブロック)は、そのエリア(ブロック)において落札されなかった電源のうち、最も価格の安い順から、供給信頼度が基準を満たす調達量まで追加で落札します。
- 追加で落札した量と同等量の電源等について、供給信頼度を充足しているエリア(ブロック)で落札した電源のうち価格が高い順から減じていきます。
(この減少処理は、不足エリアで追加約定した電源が充足エリアの供給信頼度の向上にも寄与する可能性が有るためです。減少処理を行った場合においても、各エリアで供給信頼度を確保していることが前提となります。)
- なお、ブロックで市場分断した場合、電源の追加・減少処理による供給信頼度の変化で、ブロック内でさらに市場分断するかを判断します。
- 最終的に、各エリアで供給信頼度が充足していることを確認できれば、約定処理を終えます。

詳細は、第15回容量市場の在り方等に関する検討会(2018年9月19日)資料3を参照ください。

https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2018/youryou_kentoukai_haihu15.html

■ページ15「3-1 発電事業者等の容量市場参加の考え方」

Q15-1. 容量市場で落札しなくても、他の市場に参加できるのか

- A. 容量市場への応札有無や落札結果に関係なく、需給調整市場や卸電力市場等へ参加することが可能です。

Q15-2. 発電機毎の応札は可能か

- A. 応札は発電所毎（計量単位毎）としていますが、発電機毎に計量を行っている場合は発電機毎の応札が可能です。

なお、詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q15-3. 応札容量の最低単位と最小単位

- A. 応札の最低容量は1,000kW以上となります。なお、応札の最小単位は1kW単位となります。

なお、詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q15-4. 建設予定や建設中の電源は応札可能か

- A. 実需給年度に供給力を提供できる場合は応札することは可能です。

なお、詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

■ページ16「3-2 容量市場のリクワイアメント」

Q16-1. 需給ひっ迫のおそれがあるとき、はどう判断するか

- A. 広域機関（または一般送配電事業者）が、事業者から提出された週間計画や週間天気予報、異常天候早期警戒情報等に基づき、前週木曜日または金曜日に、翌週（月～金）の期間を対象として、需給バランス評価を行い、需給ひっ迫のおそれがあるかどうかを判断することとしています。

なお、需給ひっ迫のおそれがあるとする具体的な判断基準は、今後、調整力及び需給バランス評価等に関する委員会等で検討を行う予定です。

Q16-2. 相対契約を締結している小売電気事業者は、調達した供給力にリクワイアメントが課されるのか

- A. 容量確保契約は小売電気事業者とは締結しませんので、小売電気事業者にリクワイアメントは課されません。一方で、相対契約の相手方となっている発電事業者には容量確保契約に基づいたリクワイアメントが課されます。

Q 1 6 – 3. 電源のリクワイアメントで、小売電気事業者が活用しない余力を市場への応札が求められているが、発電事業者は卸電力市場への応札しか選択肢はないのか <当日 Q A>

- A. 容量市場で落札した電源は、卸電力市場や需給調整市場、および相対契約などで活用していただきます。なお、活用の方法は発電事業者において自由に選択できます。

Q 1 6 – 4. 自家発の自家消費分は応札できるのか <当日 Q A>

- A. D Rとして、アグリゲートして発動指令電源として参加が可能です。
供給力は実効性テストで算定いたします。詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q 1 6 – 5. 発動指令電源として自家発が応札する場合、自家消費分を抑えて供給力を提供する場合もあるか <当日 Q A>

- A. 実効性テストの結果で供給力を決定し、容量確保契約を締結します。
発動結果は実績とベースラインから判断するため、実効性テストの結果としての供給力によっては自家消費分を抑制する必要も考えられます。

Q 1 6 – 6. 自己託送により電気を供給している電源は応札できるのか <当日 Q A>

- A. 自己託送により電気を供給している電源の応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q 1 6 – 7. 特定供給や特定送配電事業用の電源は応札できるのか <当日 Q A>

- A. 特定供給、および特定送配電事業用の電源の応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

■ ページ 1 7 「 3 – 3 容量市場のペナルティ、容量確保契約金額の支払い」

Q 1 7 – 1. アセスメントの方法

- A. 発電事業者等が広域機関に提出する発電販売計画や作業停止計画をもとに評価することを検討しています。
なお、詳細なアセスメント方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

■ページ18「3-4 FIT電源、DR、自家発・小規模電源の容量市場への参加」

Q 1 8 - 1. オークション時点では FIT 法の適用を受けており、実需給年度で適用外の場合、応札可能か

- A. 実需給年度において、FIT 法の適用を受けておらず、FIT 制度において固定費を含めた費用回収が行われていない場合、容量市場に応札することが可能です。

Q 1 8 - 2. FIT 切れ太陽光（低圧 FIT）は容量市場に参加可能か

- A. 応札の最低容量が 1,000 kW となりますので、他の 1,000kW 未満の電源等とアグリゲートの上、発動指令電源として参加いただくことが可能です。
なお、アグリゲートは、エリア単位で 1,000kW 以上とする必要があります。

Q 1 8 - 3. FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備は応札できるのか <当日 Q A>

- A. FIT の適用を受けているバイオマス混焼設備の扱いは、経済産業省で検討が行われています。詳細が決まりましたら、応札方法等について、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

Q 1 8 - 4. 発動指令ありで参加する電源等の経過措置の扱い <当日 Q A>

- A. 発動指令ありで参加する電源等の経過措置の扱いについては、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。
※発動指令ありの場合の扱いは D R を例示して経過措置の対象外等の説明をしましたが、あらためて、容量市場の募集要綱等で整理いたします。

Q 1 8 - 5. 自然変動が生じる水力発電の応札容量 <当日 Q A>

- A. 容量市場において応札いただく供給力の算定は、認可出力ではなく、供給計画と同様の考え方となります。具体的には、供給計画における電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドラインに基づいて事業者が算定していただきます。自然変動が生じる水力発電の場合もこのガイドラインに沿って算定となります。
詳細な応札方法等については、容量市場の募集要綱や容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、今後の説明会などでもご説明させていただきます。

■ ページ 22 「4-1 小売電気事業者が負担する容量拠出金の算定方法」

Q 2 2 - 1. 小売電気事業者間の kW 比率による容量拠出金の算定方法

- A. 例えば、各月のピーク kW 実績が、7 月に 9 万 kW、8 月に 10 万 kW、9 月に 11 万 kW の場合、夏季ピーク時の kW 実績は 3 ヶ月のピーク実績を平均した 10 万 kW とします。この夏季ピークは、翌年度の 4～9 月の算定に用います。

Q 2 2 - 2. 小売電気事業者間の kW 比率による容量拠出金の算定方法（シェア変動）

- A. 夏季や冬季のピーク時の kW 実績を算定した後、シェア変動があった場合、変動を反映します。具体的には、託送契約電力のシェア変動で補正を行います。
- 例えば、7～9 月ピーク時の kW 実績が 30 万 kW、7～9 月の託送契約電力 kW が 36 万 kW の場合、翌年度 4 月の託送契約電力が 24 万 kW に減少したとすると、実績の 30 万 kW に 36 分の 24 を掛けて、補正後の翌年度 4 月の算定に用いる夏季ピーク時の kW 実績は 20 万 kW として扱います。
- 詳しくは、制度検討作業部会の資料をご参照ください。

第 20 回制度検討作業部会 【資料 6】容量市場について

http://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/020.html

Q 2 2 - 3. 小売電気事業を廃止した場合の容量拠出金の負担

- A. 容量拠出金の算定は前年度実績で行いますが、小売電気事業を廃止した場合、廃止以降に容量拠出金を請求されることはありません。
- なお、詳細な精算方法等については、容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、説明会などでもご説明させていただきます。

Q 2 2 - 4. 初回の容量拠出金の算定は、2023 年度の kW 実績が用いられるのか <当日 QA>

- A. 前年度の kW 実績に基づいて算定を行います。そのため、初回となる 2024 年度の小売電気事業者の容量拠出金の算定は、2023 年度の kW 実績に基づき算定し、シェア変動の補正を行います。

Q 2 2 - 5. 容量拠出金の算定に用いる kW 実績の有効桁数や端数処理の扱い <当日 QA>

- A. 詳細な精算方法等については、容量市場業務マニュアルで取り決めますので、あらためて、

今後の説明会などでもご説明させていただきます。なお、容量拋出金の精算単位は 1 万円単位等にするのではなく、1 円単位まで計算させていただくものだと考えております。

■ ページ 25 「5-1 容量市場導入における経過措置」

Q 25-1. 経過措置係数の 2024 年に 42%の根拠

- A. 制度開始の検討にあたり、小売電気事業者の負担の激変緩和として経過措置を講じることとした。経過措置起算時点（2010 年度末）以前に建設された全ての電源の控除率を 70%とし、2020 年度以降に段階的に減少、2030 年度には経過措置を終了させていくとしたことから、2024 年度の控除率は 42%となります。

Q 25-2. 小売電気事業者が、経過措置の対象電源と相対契約を行った場合、容量拋出金の負担額は変わるのか

- A. 小売電気事業者の容量拋出金の算定において電源調達有無は関係ありません。したがって、経過措置の対象電源、もしくは対象外の電源を調達していても、容量拋出金の額は変わりません。

Q 25-3. 落札出来なかった場合、電源の固定費は誰が負担するのか

- A. 容量市場からの収入は得られません。既存の相対契約がある場合は、事業者間で負担の扱いを協議いただくことが考えられます。

■ ページ 26 「5-2 既存の相対契約について」

Q 26-1. 既存の相対契約はこのまま継続しておいてよいのか <当日 Q A>

- A. 既存の相対契約については、契約内容によって見直しが必要な場合があると考えられます。
- 例えば、既存の契約が、容量市場において取引される kW 価値に対する対価を含んでいる場合、発電事業者等は容量市場と既存契約のそれぞれから同一の kW 価値に対して二重の収入を得ることになり、小売電気事業者は、容量市場と既存契約のそれぞれにおいて同一の kW 価値に対して二重の負担を負うこととなるため、当事者同士で誠意をもって見直し協議を行うことが求められます。

Q 26-2. 電源がペナルティを受けた場合の相対契約上の扱い <当日 Q A>

- A. 当事者間で協議の上で取り決めていただくものと考えられます。

Q 26-3. 既存の相対契約の見直しにあたり、落札された電源名は公表されるか <当日 Q A>

- A. 経営上の情報となるため、落札された個別の電源名を広く一般に公表することは考えておりませんが、相対契約の協議に用いるために符号化等を行いながら関係者へ開示できる仕組みを検討しております。

Q 2 6 - 4. 容量抛出品の算定は、相対契約や卸電力市場の利用等で差をつけてはどうか

<当日QA>

- A. 我が国においては、集中型の容量市場を採用することから、kW 価値は同一のものとして、相対契約の有無に依らず全ての kW 価値は容量市場で取扱うという仕組みにしております。

■ ページ 2 7 「 5 - 3 発電設備等の情報掲示板」

Q 2 7 - 1. 情報掲示板の掲示対象（相対契約がない電源は全て掲載するか）

- A. 情報掲示板の掲示は事業者の判断で実施していただきます。例えば、相対契約のない電源は掲載が必要、といった取り決めはございません。
なお、活用状況等を踏まえて、より実効的となるよう取り扱いを引き続き検討してまいります。

Q 2 7 - 2. 情報掲示板の掲載に関する義務（休廃止する場合は掲載が必要か）

- A. 情報掲示板の掲示は事業者の判断で実施していただきます。そのため、電源を休廃止するにあたり、情報掲示板の掲載は必要条件とはなりませんが、情報掲示板を活用いただくことで、客観的な判断やより経済的な判断に資するものと考えております。

なお、市場支配的な事業者が電源の休廃止による売惜しみを行い、容量市場への入札を抑えることで市場価格を高騰させることは問題となります。電源を休廃止するにあたり、情報掲示板を活用いただくことは、売惜しみ行為ではないということの合理的な説明にも役立つものと考えられます。

Q 2 7 - 3. オークションの落札後に電源差替をする場合、掲示板を使うことになっているが、別の掲示板となるか

- A. 電源差替は別の掲示板を用意いたします。

以 上